

損害賠償額の決定について  
次のとおり損害賠償額を決定する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 損害賠償額

23,451,062円

2 相手方

藤沢市

3 事案の概要

市で公開していた指定道路調書に基づき建築された一戸建ての住宅において、当該指定道路調書の誤記を原因として生じた道路後退不足並びにこれに伴う敷地面積の減少による容積率及び建蔽率の超過を解消し、建築基準法に適合させるための費用について、相手方への賠償が発生したもの

提案理由

指定道路調書の誤記による損害賠償額の決定をしたいので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

## 参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。